

東日本大震災の被災市町村における 震災伝承活動を支援します

東日本大震災の被災市町村では、震災の記憶と教訓を後世に継承する「震災伝承活動」を持続的に推進していくための様々な取り組みが行われています。しかし、震災後10年を経過した現在、震災の記憶の急速な風化に加え、語り部の高齢化と後継者不足、伝承活動資金の不足、さらにはコロナ禍による被災地域への訪問者の激減など、「震災伝承活動」を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、一般社団法人東北地域づくり協会では、震災伝承活動を推進している市町村に対して、震災伝承施設等の活性化及び、語り部の人材育成活動等に必要な費用の一部を寄付により支援する事業を実施することとしました。

この度、要件に該当する24市町村に対し意向を確認したところ、現時点で16市町村から申請があったことから、第一弾として寄付を実施することとします。

なお、残る対象市町村から今後申請があった場合は、随時寄付を実施していきます。

当事業は「一般財団法人3.11伝承ロード推進機構」と連携し、円滑に実施します。

○事業名 : 東日本大震災 震災伝承活動市町村支援事業 【別紙1】

○事業期間 : 令和3年度～令和12年度（10年間）

○寄付を実施する市町村数および寄付金額 : 【別紙2】

令和3年度分 7市町村、計 670万円

令和4年度以降（現時点）16市町村、計 7,950万円

【問い合わせ先】

一般社団法人東北地域づくり協会 事務長 高橋 正信

TEL 022-268-4611（代表）

【東日本大震災 震災伝承活動市町村支援事業の概要】

1. 目的

東日本大震災の被災市町村における伝承活動について、寄付による支援を通じて、防災意識等の普及および被災地の活性化を図る。

2. 寄付の支援対象・内容

(1) 支援対象市町村

青森県、岩手県、宮城県、福島県内市町村のうち、震災伝承ネットワーク協議会の登録施設の「第3分類」施設(注)を所有し、かつ震災以降に人口が回復していない被災市町村。

(2) 事業期間

令和3年度から令和12年度までを予定。

ただし、諸般の情勢変化により事業期間を変更する場合がある。

(3) 寄付金の使途

- ①震災伝承施設等活性化のために実施する展示更新及び広報活動や、オンラインガイド等に
必要な費用の一部支援。
- ②語り部の人材育成活動に必要な費用の一部支援
- ③その他、東日本大震災伝承活動に必要な費用の一部支援

(4) 寄付額および寄付期間

- ①寄付金総額の上限は1市町村あたり500万円、各年度の寄付金の上限は100万円とする。
- ②要請内容及び震災伝承施設の現状等を考慮の上、対象市町村への寄付額を決定する。
- ③寄付金の継続を希望する市町村は、前年度の2月末日までに継続申請を行う。

3. 事業の進め方

一般財団3.11伝承ロード推進機構は、市町村の震災伝承活動の状況を把握するとともに、必要に応じて市町村と連携し、助言等により、効果的な事業推進を支援する。

注) 第3分類施設：

震災伝承ネットワーク協議会が認定する、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する伝承施設のうち、公共交通機関等の利便性が高く、展示のクオリティが高い施設。

東日本大震災 震災伝承活動市町村支援事業

| 県名 | 市町村名 | 寄附金 (万円) | |
|-------------------------|-------|----------|-------|
| | | 全体予定額 | 令和3年度 |
| 岩手県 (5市 1町 1村) | 宮古市 | 500 | 100 |
| | 大船渡市 | 500 | — |
| | 遠野市 | 500 | 100 |
| | 釜石市 | 500 | — |
| | 大槌町 | 500 | — |
| | 野田村 | 500 | 100 |
| | 陸前高田市 | 500 | 100 |
| 宮城県 (4市 3町) | 石巻市 | 500 | — |
| | 気仙沼市 | 450 | 90 |
| | 東松島市 | 500 | 100 |
| | 南三陸町 | 500 | — |
| | 塩竈市 | 500 | 80 |
| | 松島町 | 500 | — |
| | 山元町 | 500 | — |
| 福島県 (1市 1町) | いわき市 | 500 | — |
| | 檜葉町 | 500 | — |
| 計 (10市5町1村) | | 7,950 | 670 |